

青森県報

第三千百九十六号

平成二十二年
二月八日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) …… 一

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (団体経営改善課) …… 二

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年男女共同参画課) …… 二

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境政策課) …… 二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) …… 二

右 同…………… (道 路 課) …… 三

道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 四

道路の供用の開始…………… (同) …… 五

公 告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札…………… (財産管理課) …… 五

教育委員会

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (スポーツ健康課) …… 六

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の（その一）の「注意事項」の5、同様式の（その二）の「注意事項」の4、同様式の（その四）の「注意事項」の4及び同様式の（その七）の「注意事項」の2、第九号様式の（その一）の表及び同様式の（その二）の表、第十号様式、第十一号様式の一号紙、第十三号様式の一号紙、第十四号様式の一号紙並びに第十五号様式の一号紙中「平」を「平」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十号様式の注の2中「卒診記録簿」を「冊診記録簿」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月青森県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号下中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
二九七六	書籍	EX大衆 二月号	双葉社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二九七九		CIRCUS MAX「サーカス・マックス」 二月号	KKベストセラーズ	
二九八〇		晋遊舎ムック「黄金のGT宝」 vol.6	晋遊舎	
二九八一		Young Love Comic aya「アヤ」 二月号	宙出版	
二九八二		CiaCia「チタチタ」 二月号	芳文社	

青森県告示第六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場（管理型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号	八戸市大字河原木字宇兵工河原一〇の三五の一部、同市大字河原木字海岸一五の三の一部、二一の四の一部、同市大字豊洲一

青森県告示第六十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十二年六月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十二年二月一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日
で蓬田村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越八二の二三から八二の三三に至る地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点
を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒二二三

東経 一四〇度三九分二〇秒九七三〇

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒二七二九

東経 一四〇度三九分二一秒五五五六

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒二五九四

東経 一四〇度三九分二一秒五五七七

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒四九三六

東経 一四〇度三九分二四秒二五二二

の地点 北緯 四〇度五九分〇四秒〇二八七

東経 一四〇度三九分二五秒六九七五

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒九〇三〇

東経 一四〇度三九分二五秒九三〇二

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒九一四一

の地点 東経 一四〇度三九分二五秒九四〇六

北緯 四〇度五九分〇三秒八八一

の地点 東経 一四〇度三九分二六秒〇〇一六

北緯 四〇度五九分〇三秒八五六

の地点 東経 一四〇度三九分二五秒九八七〇

北緯 四〇度五九分〇三秒七七九七

の地点 東経 一四〇度三九分二六秒一四五九

北緯 四〇度五九分〇二秒〇九三〇

の地点 東経 一四〇度三九分二四秒五五七九

北緯 四〇度五九分〇一秒八三二二

の地点 東経 一四〇度三九分二一秒五五七八

北緯 四〇度五九分〇一秒九四二四

の地点 東経 一四〇度三九分二一秒五四一一

北緯 四〇度五九分〇一秒八九七三

の地点 東経 一四〇度三九分二一秒〇二二三

3 面積 一、八〇四・七四平方メートル

青森県告示第七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八
年十二月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定
により、平成二十二年二月一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をし
たので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま
で平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 逢坂雄一

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字狩場沢字浜懸八二の三〇から八二の二二の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 北緯 四〇度五三分四八秒二三四一
東経 一四一度〇四分四六秒〇六一八
- の地点 北緯 四〇度五三分五一秒七〇六一
東経 一四一度〇四分四三秒九三三三
- の地点 北緯 四〇度五三分五一秒七一三一一
東経 一四一度〇四分四三秒九五三五
- の地点 北緯 四〇度五三分五一秒九二一一
東経 一四一度〇四分四三秒八二五四
- の地点 北緯 四〇度五三分五一秒八五四二
東経 一四一度〇四分四三秒六三三四
- の地点 北緯 四〇度五三分五一秒八一三一一
東経 一四一度〇四分四三秒六五九四
- の地点 北緯 四〇度五三分五〇秒七一三一一
東経 一四一度〇四分四〇秒五五〇四
- の地点 北緯 四〇度五三分五〇秒六〇九八
東経 一四一度〇四分四〇秒六五六五
- の地点 北緯 四〇度五三分五〇秒〇八二六
東経 一四一度〇四分四一秒二〇七八
- の地点 北緯 四〇度五三分四九秒五五三六
東経 一四一度〇四分四一秒七三五一
- の地点 北緯 四〇度五三分四九秒三一一四八
東経 一四一度〇四分四一秒九七一九

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒三三三六
東経 一四一度〇四分四二秒〇〇七二

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒一六九八
東経 一四一度〇四分四二秒一五〇五

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒一四一六
東経 一四一度〇四分四二秒〇九七三

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒〇〇七八
東経 一四一度〇四分四二秒二一四九

の地点 北緯 四〇度五三分四八秒四六二八
東経 一四一度〇四分四二秒六九七〇

の地点 北緯 四〇度五三分四七秒九二二九
東経 一四一度〇四分四三秒一九三三

の地点 北緯 四〇度五三分四七秒三七〇七
東経 一四一度〇四分四三秒六六七六

の地点 北緯 四〇度五三分四七秒五三二四
東経 一四一度〇四分四四秒一二六〇

の地点 北緯 四〇度五三分四八秒〇六三一一
東経 一四一度〇四分四五秒六三〇三

②の地点 北緯 四〇度五三分四八秒〇七八五
東経 一四一度〇四分四五秒六二〇九

3 面積

八、九七七・七八平方メートル

青森県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月七日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	長平町森田線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字成沢八五の四から西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字成沢八四の二まで			前 六・三〇メートルから七・五〇メートルまで 後 一四・三〇メートルから一四・七〇メートルまで	七三・〇〇メートル	七三・〇〇メートル	

青森県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 長平町森田線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字成沢八五の四から西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字成沢八四の二まで	平成三・二・八

公 告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる作業の委託

1 作業名 県庁舎等清掃作業

2 作業内容 入札説明書による

3 作業期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十一年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課施設管理グループ
電話 〇一七 七三四 九〇九五

2 入札書の提出期限

平成二十二年三月二十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎北棟 二階 B会議室

平成二十二年三月二十五日 午前九時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十二条及び第百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成二十二年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部財産管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積の総額のうち一事業年度分の金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札手続の停止等

平成二十二年年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2010 through March 31, 2013

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 24, 2010

4 Contact point for the notice:

Management Section
Property Management Division
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9095

教育委員会

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の（その一）の【注意事項】の4中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その二）の【注意事項】の4中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」と改め、同5中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その四）の【注意事項】の4中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その五）の【注意事項】の2中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」と改め、同9中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第三号様式の（その六）の【注意事項】の6、同様式の（その七）の【注意事項】の2、同様式の（その八）の【注意事項】の2及び第五号様式の【注意事項】の5中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

第十号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十四号様式、第十五号様式及び第十六号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」と改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭